

# 目 次

令和6年6月定例会

| NO | 議案番号       | 件 名                                                                                                                 |
|----|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 議 案 第 33 号 | 専決処分の承認を求めることについて                                                                                                   |
| 2  | 議 案 第 34 号 | 箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例の制定について                                                                                        |
| 3  | 議 案 第 35 号 | 箱根町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について                                                                                          |
| 4  | 議 案 第 36 号 | 箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 5  | 議 案 第 37 号 | 箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について                                                                                         |
| 6  | 議 案 第 38 号 | 令和6年度箱根町一般会計補正予算（第1号）                                                                                               |
| 7  | 議 案 第 39 号 | 工事請負契約の締結について                                                                                                       |
| 8  | 議 案 第 40 号 | 工事請負契約の締結について                                                                                                       |
| 9  | 議 案 第 41 号 | 工事請負契約の締結について                                                                                                       |
| 10 | 議 案 第 42 号 | 工事請負契約の締結について                                                                                                       |
| 11 | 議 案 第 43 号 | 物件供給契約の締結について                                                                                                       |
| 12 | 議 案 第 44 号 | 物件供給契約の締結について                                                                                                       |
| 13 | 議 案 第 45 号 | 物件供給契約の締結について                                                                                                       |
| 14 | 議 案 第 46 号 | 物件供給契約の締結について                                                                                                       |
| 15 | 議 案 第 47 号 | 監査委員の選任について                                                                                                         |
| 16 | 議 案 第 48 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                                                                                                    |



## 議案第 33 号

### 専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

### 令和 5 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）について

別紙、令和 5 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）のとおり

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

### （提案理由）

除雪関係経費について、規定予算を補正する必要性が生じたため、また、一部の事業で繰越明許費を設定する必要性が生じたため、令和 5 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。



## 専 決 処 分 書

令和 5 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 3 月 29 日

箱根町長 勝 俣 浩 行



## 令和 5 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）

令和 5 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,820 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,272,855 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款      | 項        | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|--------|----------|------------|--------|------------|
| 65 繰入金 |          | 1,041,270  | 24,820 | 1,066,090  |
|        | 05 基金繰入金 | 1,041,270  | 24,820 | 1,066,090  |
| 歳入合計   |          | 14,248,035 | 24,820 | 14,272,855 |

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

| 款      | 項          | 補正前の額      | 補 正 額  | 計          |
|--------|------------|------------|--------|------------|
| 35 土木費 |            | 587,015    | 24,820 | 611,835    |
|        | 10 道路橋りょう費 | 283,918    | 24,820 | 308,738    |
| 歳 出    | 合 計        | 14,248,035 | 24,820 | 14,272,855 |

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

| 款      | 項      | 事業名                                | 金 額          |
|--------|--------|------------------------------------|--------------|
| 20 衛生費 | 10 清掃費 | 清 掃 第 2 プ ラ ン ト<br>施 設 維 持 管 理 事 業 | 千円<br>19,250 |
| 30 観光費 | 05 観光費 | ハ イ キ ン グ コ ー ス 等<br>整 備 事 業       | 4,341        |
| 合 計    |        |                                    | 23,591       |



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款      | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|--------|------------|--------|------------|
| 65 繰入金 | 1,041,270  | 24,820 | 1,066,090  |
| 歳入合計   | 14,248,035 | 24,820 | 14,272,855 |

## 2 歳入

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

| 目            | 補正前の額     | 補正額    | 計         |
|--------------|-----------|--------|-----------|
| 05 財政調整基金繰入金 | 1,030,991 | 24,820 | 1,055,811 |
| 計            | 1,041,270 | 24,820 | 1,066,090 |

## 3 歳出

(款) 35 土木費

(項) 10 道路橋りょう費

| 目        | 補正前の額   | 補正額    | 計       | 補正額の財源内訳 |     |     |        |
|----------|---------|--------|---------|----------|-----|-----|--------|
|          |         |        |         | 特定財源     |     |     | 一般財源   |
|          |         |        |         | 国県支出金    | 地方債 | その他 |        |
| 25 雪害対策費 | 20,000  | 24,820 | 44,820  | 0        | 0   | 0   | 24,820 |
|          |         |        |         |          |     |     |        |
| 計        | 283,918 | 24,820 | 308,738 | 0        | 0   | 0   | 24,820 |

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

| 款       | 補正前の額      | 補正額    | 計          | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |     |     |        |
|---------|------------|--------|------------|-----------------|-----|-----|--------|
|         |            |        |            | 特 定 財 源         |     |     | 一般財源   |
|         |            |        |            | 国県支出金           | 地方債 | その他 |        |
| 35 土木費  | 587,015    | 24,820 | 611,835    | 0               | 0   | 0   | 24,820 |
| 歳 出 合 計 | 14,248,035 | 24,820 | 14,272,855 | 0               | 0   | 0   | 24,820 |

| 節            |        | 説 明            |        |
|--------------|--------|----------------|--------|
| 区 分          | 金 額    |                |        |
| 05 財政調整基金繰入金 | 24,820 | 05 財政調整基金繰入金追加 | 24,820 |
|              |        |                |        |

| 節      |        | 説 明                  |        |
|--------|--------|----------------------|--------|
| 区 分    | 金 額    |                      |        |
| 10 需用費 | 1,240  | 01-05-01 経常経費追加…………… | 24,820 |
| 12 委託料 | 23,580 | (需用費)                |        |
|        |        | 10-01 消耗品費追加         | 1,240  |
|        |        | (委託料)                |        |
|        |        | 12-51 除雪・薬剤散布委託料追加   | 23,580 |
|        |        |                      |        |



## 議案第 34 号

箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例の制定について

箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例を別紙のように定める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

デジタル化の推進が、デジタル社会を形成する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル化の推進について、基本理念を定め、並びに町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、デジタル化の推進に関する基本原則を定めるため、新たな条例を制定する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例

### （目的）

第1条 この条例は、デジタル化の推進が、デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定するデジタル社会をいう。）を形成する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル化の推進について、基本理念を定め、並びに町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、デジタル化の推進に関する基本原則を定めることにより、デジタル化の推進を図り、もって町民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル化 デジタル社会形成基本法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用に係る町の施策をいう。
- (2) 町民 町内に住所を有する者、町内に別荘を有する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び活動するものをいう。

### （基本理念）

第3条 デジタル化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての町民がデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の課題を解決し、豊かに暮らすことのできる、誰一人取り残されない、あたたかい社会を目指すこと。
- (2) 財政上の持続可能性を十分に勘案して行うこと。
- (3) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保して行うこと。

### （町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、デジタル化の推進を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

### （町民の役割）

第5条 町民は、デジタル化の推進に関する理解と関心を深めるとともに、町と協働し、又は連携し、幸福な生活の実現に努めるものとする。

### （基本原則）

第 6 条 町は、次に掲げる事項を基本原則として、デジタル化を推進し、町民の幸福な生活の実現へ向けた変革を進めなければならない。

- (1) 全ての町民がデジタル化の恩恵を享受できるように配慮すること。
- (2) 常に町民の利便性等の向上が図られるよう考慮して、柔軟かつ継続的な改善に取り組むこと。
- (3) 限られた人的資源を有効活用することにより、行政サービスの更なる向上を図ること。

(基本方針等の策定)

第 7 条 町長は、デジタル化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、デジタル化の推進に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 町長は、基本方針に基づき、デジタル化の推進に関する基本計画（次項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 町長は、基本方針及び基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第 8 条 町長は、デジタル化の推進について、総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための体制を整備するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているデジタル化の推進に関する町の基本方針及び基本計画であって、デジタル化の推進を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第 7 条第 1 項の規定により策定された基本方針及び同条第 2 項の規定により策定された基本計画とみなす。

議案第 35 号

箱根町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要がある  
ので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町町営住宅条例の一部を改正する条例

箱根町町営住宅条例（平成 9 年箱根町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 8 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を、「おいて」の次に「これらの規定を」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第 36 号

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部が改正されたこと等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準等を定める条例及び箱根町地域包括支援センターの職員等  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
等を定める条例の一部改正)

第 1 条 箱根町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定  
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準等を定める条例(平成 26 年箱根町条例第 30 号)の一部を次の  
ように改正する。

第 15 条第 1 号中「第 140 条の 66 第 1 号ロ (2)」を「第 140 条の  
66 第 1 号イ」に改める。

(箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の  
一部改正)

第 2 条 箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める  
条例(平成 26 年箱根町条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「その員数」の次に「(地域包括支援センター運営協  
議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。第 3 号にお  
いて「省令」という。)第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括  
支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)が第 1 号被保険者の数  
及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認  
めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤  
務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤  
務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの  
職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によること  
ができる。次項において同じ。)」を加え、同項第 3 号を次のように  
改める。

(3) 主任介護支援専門員(省令第 140 条の 66 第 1 号イ (3)に規定  
する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1 人

第 4 条第 2 項各号列記以外の部分中「前項」を「第 1 項」に改め、  
同項第 2 号中「前項」を「第 1 項」に改め、「(省令第 140 条の 66  
第 1 号ロ (2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。  
次号及び次条において同じ。)」を削り、同項の表おおむね 1,000  
人未満の項及びおおむね 1,000 人以

上 2,000 人未満の項中「前項各号」を「第 1 項各号」に改め、同表おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満の項中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 箱根町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成 29 年箱根町条例第 21 号)の一部を次のように改正する。  
附則第 2 項の前の見出し及び同項から附則第 5 項までを削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

## 議案第 37 号

箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例

箱根町水道法施行条例（平成 24 年箱根町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第38号

### 令和6年度箱根町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度箱根町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,478千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,925,478千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月11日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

| 款        | 項        | 補 正 前 の 額  | 補 正 額  | 計          |
|----------|----------|------------|--------|------------|
| 45 国庫支出金 |          | 376,604    | 8,007  | 384,611    |
|          | 10 国庫補助金 | 172,930    | 8,007  | 180,937    |
| 65 繰入金   |          | 518,785    | 52,842 | 571,627    |
|          | 5 基金繰入金  | 515,785    | 52,842 | 568,627    |
| 75 諸収入   |          | 215,101    | 17,629 | 232,730    |
|          | 25 雑入    | 93,045     | 17,629 | 110,674    |
| 歳 入      | 合 計      | 10,847,000 | 78,478 | 10,925,478 |

歳 出

(単位：千円)

| 款       | 項        | 補 正 前 の 額    | 補 正 額   | 計            |
|---------|----------|--------------|---------|--------------|
| 10 総務費  |          | 2, 228, 244  | 3, 405  | 2, 231, 649  |
|         | 5 総務管理費  | 1, 976, 333  | 3, 405  | 1, 979, 738  |
| 15 民生費  |          | 1, 792, 248  | 147     | 1, 792, 395  |
|         | 10 児童福祉費 | 655, 372     | 147     | 655, 519     |
| 20 衛生費  |          | 1, 595, 379  | 72, 301 | 1, 667, 680  |
|         | 5 保健衛生費  | 333, 624     | 72, 301 | 405, 925     |
| 30 観光費  |          | 893, 287     | 2, 625  | 895, 912     |
|         | 5 観光費    | 893, 287     | 2, 625  | 895, 912     |
| 歳 出 合 計 |          | 10, 847, 000 | 78, 478 | 10, 925, 478 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位：千円)

| 款        | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|----------|------------|--------|------------|
| 45 国庫支出金 | 376,604    | 8,007  | 384,611    |
| 65 繰入金   | 518,785    | 52,842 | 571,627    |
| 75 諸収入   | 215,101    | 17,629 | 232,730    |
| 歳入合計     | 10,847,000 | 78,478 | 10,925,478 |

## 歳 出

(単位：千円)

| 款       | 補正前の額      | 補 正 額  | 計          | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |     |        |        |
|---------|------------|--------|------------|-----------------|-----|--------|--------|
|         |            |        |            | 特 定 財 源         |     |        | 一般財源   |
|         |            |        |            | 国県支出金           | 地方債 | その他    |        |
| 10 総務費  | 2,228,244  | 3,405  | 2,231,649  | 7,860           | 0   | 0      | △4,455 |
| 15 民生費  | 1,792,248  | 147    | 1,792,395  | 147             | 0   | 0      | 0      |
| 20 衛生費  | 1,595,379  | 72,301 | 1,667,680  | 0               | 0   | 17,629 | 54,672 |
| 30 観光費  | 893,287    | 2,625  | 895,912    | 0               | 0   | 0      | 2,625  |
| 歳 出 合 計 | 10,847,000 | 78,478 | 10,925,478 | 8,007           | 0   | 17,629 | 52,842 |

2 歳 入

| 款 項 目 |    |          | 補正前の額   | 補 正 額 | 計       |
|-------|----|----------|---------|-------|---------|
| 45    |    | 国庫支出金    | 376,604 | 8,007 | 384,611 |
|       | 10 | 国庫補助金    | 172,930 | 8,007 | 180,937 |
|       | 10 | 総務費国庫補助金 | 19,419  | 4,455 | 23,874  |
|       | 15 | 民生費国庫補助金 | 28,747  | 3,552 | 32,299  |

|    |   |           |         |        |         |
|----|---|-----------|---------|--------|---------|
| 65 |   | 繰入金       | 518,785 | 52,842 | 571,627 |
|    | 5 | 基金繰入金     | 515,785 | 52,842 | 568,627 |
|    | 5 | 財政調整基金繰入金 | 500,434 | 52,842 | 553,276 |

|    |    |     |         |        |         |
|----|----|-----|---------|--------|---------|
| 75 |    | 諸収入 | 215,101 | 17,629 | 232,730 |
|    | 25 | 雑入  | 93,045  | 17,629 | 110,674 |
|    | 10 | 雑入  | 92,138  | 17,629 | 109,767 |

(単位：千円)

| 節             |       | 説 明               |       |
|---------------|-------|-------------------|-------|
| 区 分           | 金 額   |                   |       |
|               |       |                   |       |
|               |       |                   |       |
| 5 総務管理費国庫補助金  | 4,455 | 民間資金等活用事業調査費国庫補助金 | 4,455 |
| 15 児童福祉費国庫補助金 | 3,552 | 子ども・子育て支援事業費国庫補助金 | 3,552 |

|             |        |             |        |
|-------------|--------|-------------|--------|
|             |        |             |        |
|             |        |             |        |
| 5 財政調整基金繰入金 | 52,842 | 財政調整基金繰入金追加 | 52,842 |

|          |        |                  |        |
|----------|--------|------------------|--------|
|          |        |                  |        |
|          |        |                  |        |
| 15 衛生費雑入 | 17,629 | ワクチン生産体制等緊急整備助成金 | 17,629 |

### 3 歳 出

| 款 項 目 |   |                | 補正前の額       | 補 正 額  | 計           | 補 正 額 の 財 源 |       |       | 内 訳     |
|-------|---|----------------|-------------|--------|-------------|-------------|-------|-------|---------|
|       |   |                |             |        |             | 特 定 財 源     |       |       | 一般財源    |
|       |   |                |             |        |             | 国県支出金       | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| 10    |   | 総務費            | 2, 228, 244 | 3, 405 | 2, 231, 649 | 7, 860      |       |       | △4, 455 |
|       | 5 | 総務管理費          | 1, 976, 333 | 3, 405 | 1, 979, 738 | 7, 860      |       |       | △4, 455 |
|       |   | 15 電子計算管理費     | 189, 549    | 3, 405 | 192, 954    | 3, 405      |       |       |         |
|       |   | 60 コミュニティ活動推進費 | 45, 349     | 0      | 45, 349     | 4, 455      |       |       | △4, 455 |
|       |   |                |             |        |             |             |       |       |         |

|    |    |         |             |     |             |     |  |  |  |
|----|----|---------|-------------|-----|-------------|-----|--|--|--|
| 15 |    | 民生費     | 1, 792, 248 | 147 | 1, 792, 395 | 147 |  |  |  |
|    | 10 | 児童福祉費   | 655, 372    | 147 | 655, 519    | 147 |  |  |  |
|    | 5  | 児童福祉総務費 | 163, 652    | 84  | 163, 736    | 84  |  |  |  |
|    | 20 | 児童措置費   | 77, 738     | 63  | 77, 801     | 63  |  |  |  |

|    |    |         |             |         |             |  |  |         |         |
|----|----|---------|-------------|---------|-------------|--|--|---------|---------|
| 20 |    | 衛生費     | 1, 595, 379 | 72, 301 | 1, 667, 680 |  |  | 17, 629 | 54, 672 |
|    | 5  | 保健衛生費   | 333, 624    | 72, 301 | 405, 925    |  |  | 17, 629 | 54, 672 |
|    | 5  | 保健衛生総務費 | 87, 506     | 40, 083 | 127, 589    |  |  |         | 40, 083 |
|    | 10 | 予防費     | 30, 762     | 32, 218 | 62, 980     |  |  | 17, 629 | 14, 589 |

|    |    |       |          |        |          |  |  |  |        |
|----|----|-------|----------|--------|----------|--|--|--|--------|
| 30 |    | 観光費   | 893, 287 | 2, 625 | 895, 912 |  |  |  | 2, 625 |
|    | 5  | 観光費   | 893, 287 | 2, 625 | 895, 912 |  |  |  | 2, 625 |
|    | 10 | 観光振興費 | 221, 070 | 2, 625 | 223, 695 |  |  |  | 2, 625 |

(単位：千円)

| 節                 |       | 説 明                                 |
|-------------------|-------|-------------------------------------|
| 区 分               | 金 額   |                                     |
|                   |       |                                     |
|                   |       |                                     |
| 12 委託料            | 880   | ○電子計算処理推進事業追加 3,405<br>12 委託料追加 880 |
| 18 負担金補助<br>及び交付金 | 2,525 | 18 負担金追加 2,525                      |
|                   |       | 財源振替                                |
|                   |       | ○弥坂湯利活用事業 財源内訳更正                    |

|         |    |                               |
|---------|----|-------------------------------|
|         |    |                               |
|         |    |                               |
| 3 職員手当等 | 84 | ○職員給与費追加 84<br>03 一般職給与費追加 84 |
| 10 需用費  | 50 | ○經常経費追加 63<br>10 消耗品費追加 50    |
| 11 役務費  | 13 | 11 通信運搬費 13                   |

|                  |        |                                                                 |
|------------------|--------|-----------------------------------------------------------------|
|                  |        |                                                                 |
|                  |        |                                                                 |
| 16 公有財産<br>購入費   | 31,151 | ○地域医療体制推進事業追加 40,083<br>16 公有財産購入費 31,151<br>21 補償補填及び賠償金 8,932 |
| 21 補償補填及び<br>賠償金 | 8,932  |                                                                 |
| 12 委託料           | 32,218 | ○經常経費追加 32,218<br>12 予防接種委託料追加 32,218                           |

|                   |       |                                         |
|-------------------|-------|-----------------------------------------|
|                   |       |                                         |
|                   |       |                                         |
| 18 負担金補助<br>及び交付金 | 2,625 | ○地域観光行事特別助成事業追加 2,625<br>18 補助金追加 2,625 |

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

| 区 分 |               | 職員数<br><br>(人) | 給 与 費           |                 |                               |                  |                         |               | 共 済 費<br><br>(千円) | 合 計<br><br>(千円) | 備 考 |
|-----|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|------------------|-------------------------|---------------|-------------------|-----------------|-----|
|     |               |                | 報 酬<br><br>(千円) | 給 料<br><br>(千円) | 期末手当<br>(千円)<br>年間支給率<br>(月分) | 地域手当<br><br>(千円) | その他の<br>手 当<br><br>(千円) | 計<br><br>(千円) |                   |                 |     |
| 補正後 | 長 等           | 3              | -               | 25,980          | 11,788<br>(4.5)               | -                | 7,807                   | 45,575        | 6,353             | 51,928          |     |
|     | 議 員           | 14             | 51,060          | -               | 22,399<br>(4.5)               | -                | -                       | 73,459        | 13,766            | 87,225          |     |
|     | その他の<br>特 別 職 | 593            | 38,076          | -               | -                             | -                | -                       | 38,076        | 9,324             | 47,400          |     |
|     | 計             | 610            | 89,136          | 25,980          | 34,187                        | -                | 7,807                   | 157,110       | 29,443            | 186,553         |     |
| 補正前 | 長 等           | 3              | -               | 25,980          | 11,788<br>(4.5)               | -                | 7,807                   | 45,575        | 6,353             | 51,928          |     |
|     | 議 員           | 14             | 51,060          | -               | 22,399<br>(4.5)               | -                | -                       | 73,459        | 13,766            | 87,225          |     |
|     | その他の<br>特 別 職 | 593            | 38,076          | -               | -                             | -                | -                       | 38,076        | 9,324             | 47,400          |     |
|     | 計             | 610            | 89,136          | 25,980          | 34,187                        | -                | 7,807                   | 157,110       | 29,443            | 186,553         |     |
| 比較  | 長 等           | 0              | -               | 0               | 0<br>(0)                      | -                | 0                       | 0             | 0                 | 0               |     |
|     | 議 員           | 0              | 0               | -               | 0<br>(0)                      | -                | -                       | 0             | 0                 | 0               |     |
|     | その他の<br>特 別 職 | 0              | 0               | -               | -                             | -                | -                       | 0             | 0                 | 0               |     |
|     | 計             | 0              | 0               | 0               | 0                             | -                | 0                       | 0             | 0                 | 0               |     |

## 2. 一 般 職

### (1) 総 括

| 区 分 | 職員数<br>(人) | 給 与 費       |             |               |           | 共 済 費<br>(千円) | 合 計<br>(千円) | 備 考 |
|-----|------------|-------------|-------------|---------------|-----------|---------------|-------------|-----|
|     |            | 報 酬<br>(千円) | 給 料<br>(千円) | 職員手当等<br>(千円) | 計<br>(千円) |               |             |     |
| 補正後 | 485        | 223,343     | 1,352,661   | 1,115,386     | 2,691,390 | 464,141       | 3,155,531   |     |
| 補正前 | 485        | 223,343     | 1,352,661   | 1,115,302     | 2,691,306 | 464,141       | 3,155,447   |     |
| 比 較 | 0          | 0           | 0           | 84            | 84        | 0             | 84          |     |

| 職員手当等の内訳 | 区 分 | 扶 養<br>手 当<br>(千円) | 地 域<br>手 当<br>(千円) | 通 勤<br>手 当<br>(千円) | 期 末<br>手 当<br>(千円) | 勤 勉<br>手 当<br>(千円) | 管 理 職<br>手 当<br>(千円) | 特 殊 勤 務<br>手 当<br>(千円) |
|----------|-----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|------------------------|
|          | 補正後 | 28,830             | -                  | 56,160             | 334,884            | 278,865            | 43,445               | 2,102                  |
|          | 補正前 | 28,830             | -                  | 56,160             | 334,884            | 278,865            | 43,445               | 2,102                  |
|          | 比 較 | 0                  | -                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                    | 0                      |

| 職員手当等の内訳 | 区 分 | 宿 日 直<br>手 当<br>(千円) | 時 間 外 勤 務<br>手 当<br>(千円) | 住 居<br>手 当<br>(千円) | 管 理 職 員<br>特 別 勤 務<br>手 当<br>(千円) | 児 童<br>手 当<br>(千円) | 退 職<br>手 当<br>(千円) |
|----------|-----|----------------------|--------------------------|--------------------|-----------------------------------|--------------------|--------------------|
|          | 補正後 | 1,476                | 118,902                  | 35,016             | 2,706                             | 15,645             | 197,355            |
|          | 補正前 | 1,476                | 118,818                  | 35,016             | 2,706                             | 15,645             | 197,355            |
|          | 比 較 | 0                    | 84                       | 0                  | 0                                 | 0                  | 0                  |

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

| 区 分   | 増 減 額<br>(千円) | 増減理由別内訳<br>(千円) |    | 説 明             | 備 考 |
|-------|---------------|-----------------|----|-----------------|-----|
| 職員手当等 | 84            | 児童手当制度改正<br>対応分 | 84 | 時間外勤務手当<br>84千円 |     |

3. 会計年度任用職員

| 区 分 | 職員数<br>(人) | 給 与 費       |             |               |           | 共済費<br>(千円) | 合 計<br>(千円) | 備 考 |
|-----|------------|-------------|-------------|---------------|-----------|-------------|-------------|-----|
|     |            | 報 酬<br>(千円) | 給 料<br>(千円) | 職員手当等<br>(千円) | 計<br>(千円) |             |             |     |
| 補正後 | 135        | 223,343     | —           | 73,227        | 296,570   | 34,963      | 331,533     |     |
| 補正前 | 135        | 223,343     | —           | 73,227        | 296,570   | 34,963      | 331,533     |     |
| 比 較 | 0          | 0           | —           | 0             | 0         | 0           | 0           |     |

※本表の数値は、2－(1) 総括の内数です。



## 議案第 39 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり粗大ごみ処理施設改修事業 粗大ごみ処理施設基幹的設備改修工事の工事請負契約を締結する。

#### 1 契約の相手方

東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号  
株式会社神鋼環境ソリューション東京支社  
東京支社長 西山 学雄

#### 2 契約金額

金 288,200,000 円

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

#### (提案理由)

粗大ごみ処理施設改修事業 粗大ごみ処理施設基幹的設備改修工事について、令和 6 年 5 月 21 日に見積合せをしたところ、株式会社神鋼環境ソリューション東京支社が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号) 第 2 条の規定により提出するものである。



## 議案第 40 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり学校施設長寿命化事業 湯本小学校校舎屋内運動場長寿命化改良工事の工事請負契約を締結する。

#### 1 契約の相手方

箱根建設・小川工務店共同企業体

代表者 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 126 番地

箱根建設株式会社

代表取締役 勝俣 昭彦

#### 2 契約金額

金 1,639,000,000 円

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

#### （提案理由）

学校施設長寿命化事業 湯本小学校校舎屋内運動場長寿命化改良工事について、令和 6 年 5 月 16 日に意向確認型指名競争入札をしたところ、箱根建設・小川工務店共同企業体が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。



## 議案第 41 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり公民館整備事業 仙石原公民館エレベーター設置工事の工事請負契約を締結する。

#### 1 契約の相手方

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 465 番地

株式会社勝俣工務店

代表取締役 勝俣 敏彦

#### 2 契約金額

金 64,130,000 円

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

#### （提案理由）

公民館整備事業 仙石原公民館エレベーター設置工事について、令和 6 年 5 月 20 日に一般競争入札をしたところ、株式会社勝俣工務店が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。



## 議案第 42 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事の工事請負契約を締結する。

#### 1 契約の相手方

神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下 281 番地

株式会社上野工務店

代表取締役 上野 裕

#### 2 契約金額

金 86,757,000 円

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

#### （提案理由）

箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事について、令和 6 年 5 月 20 日に一般競争入札をしたところ、株式会社上野工務店が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。



## 議案第 43 号

### 物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

- 1 物件内容等  
移動式バスケットゴール
- 2 契約の相手方  
神奈川県小田原市本町 2 丁目 12 番 14 号  
有限会社扇屋運動具店  
代表取締役 前田 誠
- 3 契約金額  
金 9,790,000 円

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

#### (提案理由)

総合体育館整備事業 移動式バスケットゴール購入について、令和 6 年 4 月 30 日に指名競争入札をしたところ、有限会社扇屋運動具店が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。



## 議案第 44 号

### 物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

#### 1 購入品名・車名・台数

- (1) 購入品名 高規格救急自動車（車両本体・艤装）
- (2) 型 式 トヨタ ハイメディック 3BF-TRH226S-QFTDK-H
- (3) 台 数 1 台

#### 2 契約の相手方

神奈川県横浜市都筑区川向町 880 番地の 1  
神奈川トヨタ自動車株式会社 特販部  
部長 首藤 豊

#### 3 契約金額

金 26,334,000 円

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

#### （提案理由）

救急業務高度化推進事業 高規格救急自動車（車両本体・艤装）購入について、令和 6 年 4 月 30 日に指名競争入札をしたところ、神奈川トヨタ自動車株式会社 特販部が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。



## 議案第 45 号

### 物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

- 1 物件内容等  
高規格救急自動車用医薬品・医療器具
- 2 契約の相手方  
神奈川県藤沢市善行 7 丁目 3 番 5 号  
株式会社ワコー商事  
代表取締役 長田 昌樹
- 3 契約金額  
金 14,740,000 円

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

#### （提案理由）

救急業務高度化推進事業 高規格救急自動車（医薬品・医療器具）購入について、令和 6 年 4 月 30 日に指名競争入札をしたところ、株式会社ワコー商事が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。



## 議案第 46 号

### 物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

#### 1 購入品名・車名・台数

- (1) 購入品名 消防ポンプ自動車（第 2 分団第 3 部）
- (2) 型 式 いすゞ エルフ（ダブルキャブ）
- (3) 台 数 1 台

#### 2 契約の相手方

東京都大田区大森東 5 丁目 34 番 9 号 ウィステリア大森東 201  
小川ポンプ工業株式会社東京事務所  
所長 猶原 浩司

#### 3 契約金額

金 26,103,000 円

令和 6 年 6 月 11 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

#### （提案理由）

消防車両整備事業 消防ポンプ自動車（第 2 分団第 3 部）購入について、令和 6 年 4 月 30 日に指名競争入札をしたところ、小川ポンプ工業株式会社東京事務所が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。

